

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第169期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 日本坩堝株式会社

【英訳名】 Nippon Crucible Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 重 光 碩

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 03(3443)5551(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 大久保 正 志

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 03(3443)5551(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 大久保 正 志

【縦覧に供する場所】 日本坩堝株式会社 大阪支店
(東大阪市稲田上町一丁目2番22号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

※当社大阪支店は、会社法第911条第3項第3号に掲げる支店として同項の規定により登記されているものではありませんが、特に便宜をはかるため備え置き、公衆の縦覧に供することといたしました。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | 第169期 第3四半期連結 累計期間 | 第169期 第3四半期連結 会計期間 | 第168期 |
|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日 | 自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日 | 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 |
| 売上高 (千円) | 7,126,866 | 2,148,564 | 10,290,267 |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円) | 199,926 | △21,305 | 448,778 |
| 四半期純損失(△)又は当期純利益 (千円) | △7,928 | △22,333 | 199,826 |
| 純資産額 (千円) | — | 2,605,456 | 2,842,196 |
| 総資産額 (千円) | — | 9,422,244 | 9,036,218 |
| 1株当たり純資産額 (円) | — | 191.63 | 200.81 |
| 1株当たり四半期純損失(△)又は当期純利益 (円) | △0.57 | △1.60 | 14.19 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | — | — | — |
| 自己資本比率 (%) | — | 27.5 | 31.3 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | △173,042 | — | 253,270 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | △285,992 | — | △202,316 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | 552,825 | — | △103,446 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円) | — | 943,250 | 850,732 |
| 従業員数 (名) | — | 231 | 238 |

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期純損失又は当期純利益については、第168期は潜在株式がないため、第169期第3四半期連結累計期間及び第169期第3四半期連結会計期間は1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

| | |
|---------|---------|
| 従業員数(名) | 231(63) |
|---------|---------|

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人数であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

| | |
|---------|---------|
| 従業員数(名) | 172(50) |
|---------|---------|

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人数であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 生産高(千円) |
|----------------|-----------|
| 耐火物等 | 1,169,656 |
| エンジニアリング | 262,844 |
| 不動産賃貸事業 | — |
| 合計 | 1,432,500 |

- (注) 1 金額は、製造原価によっており、セグメント間取引については、相殺消去をしておりません。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 受注高(千円) | 受注残高(千円) |
|----------------|-----------|----------|
| 耐火物等 | 1,630,596 | 481,173 |
| エンジニアリング | 290,578 | 44,301 |
| 不動産賃貸事業 | — | — |
| 合計 | 1,921,174 | 525,474 |

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 販売高(千円) |
|----------------|-----------|
| 耐火物等 | 1,716,524 |
| エンジニアリング | 353,670 |
| 不動産賃貸事業 | 78,370 |
| 合計 | 2,148,564 |

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 当第3四半期連結会計期間 | |
|---------|--------------|-------|
| | 販売高(千円) | 割合(%) |
| 日新製鋼(株) | 239,528 | 11.1 |

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、2007年8月のアメリカに於けるサブプライムローン問題の悪化、2008年に入ってから欧米の金融市場の混乱、加えて株価下落と円高が一段と進行する中で、輸出や設備投資の減少が一段と進み、景気が更に後退いたしました。

このような状況の中、当社グループの顧客群である、鉄鋼・自動車・機械分野関連企業は、世界的金融危機と実態経済の悪化により著しい生産減となりました。

その結果当第3四半期連結会計期間の連結売上高は21億4千9百万円、営業利益は6百万円、経常損失は2千1百万円、四半期純損失は2千2百万円と損失を計上せざるを得なくなりました。

セグメント別売上

セグメント別売上高は、耐火物等は自動車販売不振による減産、鉄鋼市場の減産により、17億1千9百万円（売上高比率79.9%）、営業利益は1億2千5百万円となりました。大型熱処理炉等の売上が減少したエンジニアリングは、売上高が3億5千4百万円（売上高比率16.5%）、営業損失は△8百万円となりました。不動産賃貸事業につきましては、安定した賃貸収入により、売上高は7千8百万円（売上高比率3.6%）、営業利益は5千3百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当社グループは、適切な流動性の維持、事業活動のための資金確保、及び健全なバランスシートの維持を財務方針としております。

当第3四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末比5億3千2百万円(9.7%)増加し、60億3千6百万円となりました。主な要因として、備蓄のための原材料が4億7千4百万円増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の固定資産は、前連結会計年度末比1億4千6百万円(△4.3%)減少し、33億8千6百万円となりました。主な要因として、大和生命保険株式会社破綻に伴う投資有価証券評価損1億8千万円の発生にともない、同額を減額したことによるものです。

これらの要因により、当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比3億8千6百万円(4.3%)増加し、94億2千2百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の流動負債は、前連結会計年度末比3千1百万円(0.7%)増加し、46億3千3百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の固定負債は、前連結会計年度末比5億9千2百万円(37.2%)と大幅に増加し、21億8千4百万円となりました。主な要因としては原料備蓄用に長期借入金を5億円借入れしたことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末比2億3千7百万円(△8.3%)減少し、26億5百万円となりました。主な要因として、配当による利益剰余金7千3百万円の減少、時価下落による其他有価証券評価差額金9千2百万円の減少によるものです。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の31.3%から27.5%となりました。期末発行済株式数に基づく1株当たり純資産額は、前連結会計年度末の200.81円から191.63円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末と、ほぼ同額の9億4千3百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、第2四半期連結会計期間末に比べ1億2千6百万円の減少となりました。主な減少要因は、賞与引当金1億1千3百万円の減少、たな卸資産1億3千1百万円の増加、仕入債務1億6百万円の減少などです。逆に主な増加要因は、売上債権1億2百万円の減少によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、第2四半期連結会計期間末に比べ1億4千7百万円の減少となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出が1億4千1百万円あったことなどによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、第2四半期連結会計期間末に比べ2億7千5百万円の増加となりました。主な増加要因は、短期借入金の純増加額が1億7千9百万円、長期借入による収入2億円があったことなどによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）として、下記のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関し、次のとおり決議を行いました。本プランについては、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、関連議案が承認されております。

（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場しておりますので、当社の株式は株主および投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき行われるものと考えており、当社株式に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社の株式の大規模買付行為の中には、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠な取引先、債権者、従業員等のステークホルダー（利害関係者）との良好な関係を損ねるおそれのあるもの、株主に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社はこのような大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組み

(A) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策

当社は、「創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、いかなる時代、いかなる環境にも適合する会社を、目指す」ことを経営理念として、平成17年度から平成21年度の5カ年を対象期間として、連結・単体ベースで新5カ年計画を策定し、遂行してまいりました。

その活動目標は、次のとおりであります。

1. 主力の鑄造市場に対しては、品質を向上させた黒鉛ルツボのシェア拡大を図る。
自動車メーカーの設備投資拡大に対応し、鑄造用耐火物の拡販をする。
2. 溶解炉・環境関連市場に対しては、ルツボ式連続溶解保持炉（メルキーパー）の拡販に注力するとともに、環境関連の新用途溶解炉の開発を推進する。原子力発電所向けの高性能特殊ルツボについても、品質向上を図り拡販する。
3. 海外市場に対しては、中国市場への黒鉛ルツボの拡販とともに、上海の合弁企業を通してメルキーパー、不定形耐火物など鑄造用耐火物の市場開拓を促進する。タイ市場においても、合弁企業によるメルキーパーの市場開拓を進める。アメリカ市場についても、メルキーパー、黒鉛ルツボを中心とした拡販を強化していく。
4. 不動産賃貸業に対しては、本社賃貸ビルの安定的収益を確保しながら、豊田・大阪工場の土地有効活用を推進していく。

5. 調達部による原材料、設備、機材の合理的購入を強力に推し進めるとともに、生産性向上のためのあらゆる改善に努め、総コスト低減を推進する。

なお、原材料の高騰、景気の不透明感による需要の減少傾向の懸念等、経営環境の変化は激しいものがあり、当社は常に変化に柔軟に対応し、企業価値の維持・向上を図ってまいりたいと考えています。

また、利益配分に関しましては、経営基盤の安定化のために必要な内部留保を確保しながら、継続的かつ安定的な配当を行い株主の皆様の利益還元を図ってまいりたいと考えています。具体的には、当面は、配当性向30%、1株当たり年5円以上の配当を継続するよう、収益力の向上に努めてまいります。

当社は、当社の企業価値と株主共同の利益を向上させていくためには、当社の事業を深く理解し、以上のような諸施策を実施していくことが不可欠なものと考えています。

(ii) コーポレートガバナンスへの取り組み

当社は、取締役会、監査役会のほかに内部監査室を設置し、経営における透明性を高め、公正性の維持・向上に努めています。また、内部統制を経営上の重要課題として捉え、社外監査役（監査役全員が社外監査役）による監査体制の充実、法律・会計上の専門家による充実したサポート、内部監査室を含めた法務部門、経理部門の体制強化に努めており、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでいます。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成20年6月27日開催の第168回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの具体的内容は以下の通りです。

(i) 本プラン導入の目的

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間を確保するとともに、大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものです。

(ii) 本プランに係る手続き

1. 対象となる買付等

本プランは以下の(イ)または(ロ)に該当する行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(イ)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

(ロ)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2. 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(イ)買付者等の概要

- (1) 氏名または名称および住所または所在地
- (2) 代表者の役職および氏名
- (3) 会社等の目的および事業の内容
- (4) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- (5) 国内連絡先
- (6) 設立準拠法

(ロ)買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

- (ハ) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

3. 「本必要情報」の提供

「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って情報を当社に提出していただきます。

また、提供していただいた情報では、不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等には追加の情報を提供していただきます。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします

- (イ) 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前および職歴等を含みます。）
- (ロ) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数および買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等の実行の可能性等を含みます。）
- (ハ) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (ニ) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (ホ) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (ヘ) 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (ト) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (チ) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (リ) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、および顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (ヌ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (ル) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります

また、独立委員会が買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

4. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、原則として最大90日間の範囲内で、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合又は独立委員会の勧告を受けた場合には1回に限り延長できるものとします（原則として最大30日間とします。）。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付等の内容の検討等を行い、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに開示いたします。また、買付者等との間で交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問します。

5. 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会による検討等と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(イ)独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合または当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白である場合で、対抗措置の発動が相当であると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、大規模買付等が下記の(1)から(7)に掲げるいずれかの類型に該当する場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものである場合に該当するものとします。

- (1) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的での当社の株券等の取得（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的での当社の株券等の取得であると判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的での当社の株券等の取得であると判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的での当社の株券等の取得であると判断される場合
- (5) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買取（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (6) 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、取得の時期および方法、違法性の有無、実現可能性、大規模買付等の後の経営方針又は事業計画、大規模買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含むがこれらに限られません。）が、当社の本源的価値に照らして不十分または不適当なものであると判断される場合
- (7) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他の利害関係者との関係や、当社の技術力、ブランド力または企業文化を毀損する等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれがあると判断される場合

なお、独立委員会は、対抗措置の発動が相当であると判断する場合でも、対抗措置の発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、取締役会に、株主総会の招集、対抗措置に関する議案の付議を勧告するものとします。

(ロ)独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の大規模買付等の内容が、本プランに定める手続に従ったものであり、かつ、企業価値を毀損しもしくは株主共同利益を損なうものとはいえないと判断した場合、または、それ以外の場合でも対抗措置を発動することが相当でないとして判断した場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

6. 取締役会の決議、株主総会の開催等

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします（但し、中止等を行う場合もあります。）。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動に係る株主総会の招集及び議案の付議を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催し、対抗措置に関する議案を付議するものとします。当該株主総会で対抗措置の発動を認める決議がなされた場合には、取締役会は、当該決議に従い、対抗措置に必要な手続を遂行します。当該株主総会で対抗措置の発動を認めない決議がなされた場合には、取締役会は、当該決議に従うものとします。

7. 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、当社取締役会または株主総会が対抗措置の不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

なお、当社取締役会は、上記の手続きの過程において適切な情報開示を行います

(iii) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

本プランにおける対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権は、その数につき割当期日における当社の最終の発行済株式総数（但し、自己株式の数を除きます。）と同数とし、また、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。また、本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、当該出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で定められる価額とします。その行使期間は、原則として、別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で定める期間です。

(a)当社が発行者である株券等の保有者で当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、(b)その共同保有者、(c)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付等を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、(d)その特別関係者、もしくは(e)上記(a)から(d)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は(f) (a)から(e)に該当する者の関連者（以下(a)から(f)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使に際し所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません。本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも本新株予約権全てを無償で取得するか、又は、本新株予約権全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるとともに、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち前日にまでに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます（複数回取得することも可能です。）。

(iv) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの当初の有効期間は、平成23年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(v) 株主の皆様への影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われないので、株主および投資家の皆様に対して直接具体的な影響を与えることはありません。また、本新株予約権の無償割当てを行う場合も、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないこと等から、買付者等以外の株主および投資家に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。さらに、本新株予約権の行使または取得に際しても、買付者等以外の株主および投資家の皆様に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。

③ 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(A) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②（A）の取組み）について

新5カ年計画、コーポレート・ガバナンスへの取り組みといった各施策は、上記②（A）記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記②（B）の取組み）について

本プランは、上記②（B）記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足していること、株主総会において株主の承認を得ており、取締役会によりいつでも廃止することができるものとされていること等株主意思を重視するものであること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみによって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、4千9百万円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(3) 「キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 40,000,000 |
| 計 | 40,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|---|---------------------------------|------------------------------------|------------------------|
| 普通株式 | 14,090,400 | 14,090,400 | 東京証券取引所 (市場第二部) | 単元株式数は1,000株でありま す。 |
| 計 | 14,090,400 | 14,090,400 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|----------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成20年10月1日～ 平成20年12月31日 | — | 14,090,400 | — | 704,520 | — | 56,076 |

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主であった大和生命株式会社が当社株式を全て売却したことを確認いたしましたので、大株主に該当しないこととなりました。

当第3四半期会計期間において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式を560千株取得したこと等により、平成20年12月31日現在、次のとおり自己株式を保有しております。

| 氏名又は名称 | 住所 | (株) | 発行済株式総数に対する割合 (%) |
|----------|-------------------|---------|-------------------|
| 日本増埒株式会社 | 東京意渋谷区恵比寿一丁目21番3号 | 567,984 | 4.0 |

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|------------------------|----------|------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 7,000 | — | 単元株式数 1,000株 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 14,066,000 | 14,066 | 単元株式数 1,000株 |
| 単元未満株式 | 普通株式 17,400 | — | 1単元(1,000株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 14,090,400 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 14,066 | — |

- (注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式17,400株には、当社所有の自己株式84株が含まれております。
2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式14,066千株には、証券保管振替機構名義の株式が1千株(議決権1個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 日本増埒株式会社 | 東京都渋谷区恵比寿 1-21-3 | 7,000 | — | 7,000 | 0.0 |
| 計 | — | 7,000 | — | 7,000 | 0.0 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 285 | 240 | 245 | 228 | 222 | 202 | 173 | 159 | 144 |
| 最低(円) | 222 | 225 | 209 | 214 | 192 | 174 | 118 | 120 | 115 |

(注) 株価は、東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）の四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|---------------|--------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,015,850 | 873,332 |
| 受取手形及び売掛金 | ※2, ※3 2,467,167 | ※2, ※3 2,514,644 |
| 商品 | 157,046 | 156,786 |
| 製品 | 667,143 | 580,622 |
| 原材料 | 968,469 | 494,625 |
| 仕掛品 | 461,608 | 456,034 |
| 貯蔵品 | 32,962 | 39,956 |
| その他 | 267,700 | 391,061 |
| 貸倒引当金 | △2,100 | △2,784 |
| 流動資産合計 | 6,035,845 | 5,504,276 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | ※1 1,193,933 | ※1 1,225,525 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | ※1 544,756 | ※1 599,652 |
| 土地 | 253,027 | 155,646 |
| その他（純額） | ※1 216,654 | ※1 165,362 |
| 有形固定資産合計 | 2,208,370 | 2,146,185 |
| 無形固定資産 | 21,280 | 26,538 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 439,128 | 756,535 |
| 繰延税金資産 | 428,442 | 301,990 |
| その他 | 399,564 | 398,944 |
| 貸倒引当金 | △110,385 | △98,250 |
| 投資その他の資産合計 | 1,156,749 | 1,359,219 |
| 固定資産合計 | 3,386,399 | 3,531,942 |
| 資産合計 | 9,422,244 | 9,036,218 |

(単位：千円)

| | 当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|--------------|--------------------------------|--|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | ※3 1,887,761 | ※3 1,831,337 |
| 短期借入金 | 2,128,974 | 1,962,974 |
| 1年内償還予定の社債 | 50,000 | 100,000 |
| 未払法人税等 | 4,860 | 64,403 |
| 賞与引当金 | 36,135 | 146,500 |
| 役員賞与引当金 | 9,675 | 12,400 |
| 設備関係支払手形 | ※3 113,914 | ※3 73,445 |
| その他 | 401,502 | 410,620 |
| 流動負債合計 | 4,632,821 | 4,601,679 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 1,308,880 | 733,360 |
| 退職給付引当金 | 479,833 | 490,854 |
| 役員退職慰労引当金 | 114,000 | 102,900 |
| その他 | 281,254 | 265,229 |
| 固定負債合計 | 2,183,967 | 1,592,343 |
| 負債合計 | 6,816,788 | 6,194,022 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 704,520 | 704,520 |
| 資本剰余金 | 56,076 | 56,076 |
| 利益剰余金 | 1,919,276 | 1,997,624 |
| 自己株式 | △68,711 | △1,247 |
| 株主資本合計 | 2,611,161 | 2,756,973 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △10,379 | 81,192 |
| 繰延ヘッジ損益 | △9,542 | △10,080 |
| 為替換算調整勘定 | 17 | 98 |
| 評価・換算差額等合計 | △19,904 | 71,210 |
| 少数株主持分 | 14,199 | 14,013 |
| 純資産合計 | 2,605,456 | 2,842,196 |
| 負債純資産合計 | 9,422,244 | 9,036,218 |

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) |
|--------------|--|
| 売上高 | 7,126,866 |
| 売上原価 | 5,260,743 |
| 売上総利益 | 1,866,123 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 1,627,942 |
| 営業利益 | 238,181 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 3,169 |
| 受取配当金 | 16,990 |
| 受取家賃 | 8,845 |
| 持分法による投資利益 | 10,229 |
| その他 | 13,130 |
| 営業外収益合計 | 52,363 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 54,125 |
| 為替差損 | 18,782 |
| 手形売却損 | 11,068 |
| たな卸資産除却損 | 5,441 |
| その他 | 1,202 |
| 営業外費用合計 | 90,618 |
| 経常利益 | 199,926 |
| 特別利益 | |
| 投資有価証券売却益 | 863 |
| 貸倒引当金戻入額 | 1,384 |
| 退職給付引当金戻入額 | ※2 2,881 |
| 特別利益合計 | 5,128 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 3,210 |
| 投資有価証券評価損 | ※3 188,250 |
| 貸倒引当金繰入額 | ※4 12,136 |
| 特別損失合計 | 203,596 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 1,458 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 27,430 |
| 法人税等調整額 | △18,230 |
| 法人税等合計 | 9,200 |
| 少数株主利益 | 186 |
| 四半期純損失(△) | △7,928 |

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

| | 当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) |
|-----------------|---|
| 売上高 | 2,148,564 |
| 売上原価 | 1,600,627 |
| 売上総利益 | 547,937 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 542,111 |
| 営業利益 | 5,826 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 1,782 |
| 受取配当金 | 3,478 |
| 受取家賃 | 2,647 |
| 持分法による投資利益 | 4,952 |
| その他 | 6,253 |
| 営業外収益合計 | 19,112 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 18,429 |
| 為替差損 | 22,265 |
| 手形売却損 | 5,184 |
| その他 | 365 |
| 営業外費用合計 | 46,243 |
| 経常損失(△) | △21,305 |
| 特別利益 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 1,384 |
| 特別利益合計 | 1,384 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 2,325 |
| 投資有価証券評価損 | ※3 8,250 |
| 貸倒引当金繰入額 | 953 |
| 特別損失合計 | 11,528 |
| 税金等調整前四半期純損失(△) | △31,449 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △48,910 |
| 法人税等調整額 | 38,860 |
| 法人税等合計 | △10,050 |
| 少数株主利益 | 934 |
| 四半期純損失(△) | △22,333 |

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

| | |
|---------------------|-----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 1,458 |
| 減価償却費 | 222,256 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | 11,451 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | △110,365 |
| 役員賞与引当金の増減額(△は減少) | △2,725 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | △11,021 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(△は減少) | 11,100 |
| 受取利息及び受取配当金 | △20,159 |
| 持分法による投資損益(△は益) | △10,229 |
| 支払利息 | 54,125 |
| 固定資産除却損 | 3,210 |
| 投資有価証券評価損益(△は益) | 188,250 |
| 売上債権の増減額(△は増加) | 47,477 |
| たな卸資産の増減額(△は増加) | △559,205 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | 56,424 |
| その他 | 116,287 |
| 小計 | △1,666 |
| 利息及び配当金の受取額 | 20,159 |
| 利息の支払額 | △55,713 |
| 法人税等の支払額 | △135,822 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △173,042 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △273,020 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △7,714 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △8,807 |
| 長期貸付金の回収による収入 | 3,474 |
| その他 | 75 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △285,992 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入金の純増減額(△は減少) | 151,000 |
| 長期借入れによる収入 | 700,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △109,480 |
| 社債の償還による支出 | △50,000 |
| 自己株式の取得による支出 | △67,464 |
| 配当金の支払額 | △70,420 |
| リース債務の返済による支出 | △811 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 552,825 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △1,273 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | 92,518 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 850,732 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※ 943,250 |

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) | |
|---|---|
| 会計処理の原則及び手続の変更 | |
| 1 | <p>棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が26,840千円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> |
| 2 | <p>退職給付引当金</p> <p>当社は、退職給付債務の計算方法について、従来、原則法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より簡便法(期末自己都合要支給額)を採用することに変更いたしました。</p> <p>現在の従業員規模では、原則法によると合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難となったためであります。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は3,047千円、税金等調整前四半期純利益は166千円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> |
| 3 | <p>リース取引に関する会計基準等の適用</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。</p> <p>また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益への影響は軽微であります。</p> |

【簡便な会計処理】

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) | |
|---|---|
| 1 | <p>一般債権の貸倒見積高の算定方法</p> <p>当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p> |
| 2 | <p>棚卸資産の評価方法</p> <p>棚卸資産の簿価切り下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切り下げを行う方法によっております。</p> |
| 3 | <p>固定資産の減価償却費の算定方法</p> <p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p> |

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) | |
|--|--|
| (有形固定資産の耐用年数の変更) | |
| <p>減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度の法人税法改正により、第1四半期連結会計期間から改正後の耐用年数を適用しております。</p> <p>この変更により、従来の一の基準によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の減価償却費は20,583千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が、20,583千円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> | |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|---|---|
| <p>※1 有形固定資産の金額は減価償却累計額 5,193,265千円を控除しております。</p> | <p>※1 有形固定資産の金額は減価償却累計額 5,013,491千円を控除しております。</p> |
| <p>※2 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 806,270千円</p> | <p>※2 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 751,428千円</p> |
| <p>※3 四半期連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。 従って、当第3四半期連結会計期間末日は、金融機関の休日であったため期末日満期手形が以下の科目に含まれております。 受取手形 4,648千円 支払手形 77,787千円 設備関係支払手形 12,229千円</p> | <p>※3 _____</p> |

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) | |
|--|---|
| ※1 | 販売費及び一般管理費の主なもの |
| | 荷造運搬費 200,840千円 |
| | 役員報酬 85,800千円 |
| | 給料及び手当 356,740千円 |
| | 賞与引当金繰入額 12,483千円 |
| | 役員賞与引当金繰入額 9,200千円 |
| | 退職給付費用 57,792千円 |
| | 役員退職慰労引当金繰入額 11,100千円 |
| | 研究開発費 151,524千円 |
| ※2 | 退職給付引当金戻入額 |
| | 退職給付債務の計算方法を原則法から簡便法へ変更したことに伴う影響額を計上しております。 |
| ※3 | 投資有価証券評価損 |
| | 平成20年10月10日に大和生命保険株式会社が、東京地方裁判所に会社更生法及び更生特例法に基づく更生 手続開始の申立てを行い、受理されたことにより、当社の出資金価値が無くなる可能性が発生したため、出 資金全額を投資有価証券評価損として180,000千円を計上しております。 |
| | また、投資有価証券のうち時価が取得原価に比べて50%以上下落した分については、投資有価証券評価損 として8,250千円を計上しております。 |
| ※4 | 貸倒引当金繰入額 |
| | 平成20年10月10日に大和生命保険株式会社が、東京地方裁判所に会社更生法及び更生特例法に基づく更生 手続開始の申立てを行い、受理されたことにより、積立型生命保険の加入契約分について、返戻されない 見込まれる金額を見積り貸倒引当金繰入額として12,136千円を計上しております。 |

第3四半期連結会計期間

| 当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) | |
|---|---|
| ※1 | 販売費及び一般管理費の主なもの |
| | 荷造運搬費 61,906千円 |
| | 役員報酬 27,114千円 |
| | 給料及び手当 118,134千円 |
| | 賞与引当金繰入額 12,483千円 |
| | 役員賞与引当金繰入額 2,850千円 |
| | 退職給付費用 40,280千円 |
| | 役員退職慰労引当金繰入額 4,500千円 |
| | 研究開発費 48,753千円 |
| ※3 | 投資有価証券評価損 |
| | 投資有価証券のうち時価が取得原価に比べて50%以上下落した分については、投資有価証券評価損として 8,250千円を計上しております。 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) | |
|--|-------------|
| ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 | |
| 現金及び預金 | 1,015,850千円 |
| 計 | 1,015,850千円 |
| 預入期間が3か月超の定期預金 | △72,600千円 |
| 現金及び現金同等物 | 943,250千円 |

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第3四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 14,090,400 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第3四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 567,984 |

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当金の総額 (千円) |
|----------------------|-------|--------|-----------------|------------|------------|----------------|
| 平成20年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 5.00 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月30日 | 70,420 |

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

自己株式の取得

当社は、平成20年12月24日の取締役会決議に基づき、平成20年12月25日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引による買付により自己株式を取得いたしました。

その結果、当第3四半期連結会計期間末において、自己株式が68,711千円となっております。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成20年3月31日までの連結会計年度に属する取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高に前連結会計年度末に比べて著しい変動は認められません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

| | 耐火物等 (千円) | エンジニア リング (千円) | 不動産 賃貸事業 (千円) | 計 (千円) | 消去又は全社 (千円) | 連結 (千円) |
|---------------------------|--------------|----------------------|---------------------|-----------|----------------|------------|
| 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する売上高 | 1,716,524 | 353,670 | 78,370 | 2,148,564 | — | 2,148,564 |
| (2) セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 2,023 | — | — | 2,023 | (2,023) | — |
| 計 | 1,718,547 | 353,670 | 78,370 | 2,150,587 | (2,023) | 2,148,564 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 124,988 | △8,026 | 53,206 | 170,168 | (164,342) | 5,826 |

(注) 1 事業区分の方法

事業区分の方法は、製品種類別区分を基本として分類しております。

2 各事業区分の主要製品

| 事業区分 | 主要製品 |
|----------|-------------------------|
| 耐火物等 | 黒鉛坩堝 定形耐火物 不定形耐火物 鋳物材料等 |
| エンジニアリング | 工業窯炉の設計施工、炉修等 |
| 不動産賃貸事業 | 不動産の賃貸 |

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

| | 耐火物等 (千円) | エンジニア リング (千円) | 不動産 賃貸事業 (千円) | 計 (千円) | 消去又は全社 (千円) | 連結 (千円) |
|---------------------------|--------------|----------------------|---------------------|-----------|----------------|------------|
| 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する売上高 | 5,294,390 | 1,597,183 | 235,293 | 7,126,866 | — | 7,126,866 |
| (2) セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 5,124 | — | — | 5,124 | (5,124) | — |
| 計 | 5,299,514 | 1,597,183 | 235,293 | 7,131,990 | (5,124) | 7,126,866 |
| 営業利益 | 469,554 | 79,266 | 159,773 | 708,593 | (470,412) | 238,181 |

(注) 1 事業区分の方法

事業区分の方法は、製品種類別区分を基本として分類しております。

2 各事業区分の主要製品

| 事業区分 | 主要製品 |
|----------|-------------------------|
| 耐火物等 | 黒鉛坩堝 定形耐火物 不定形耐火物 鋳物材料等 |
| エンジニアリング | 工業窯炉の設計施工、炉修等 |
| 不動産賃貸事業 | 不動産の賃貸 |

3 会計方針の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間における営業費用は、「耐火物等」が26,840千円増加し、営業利益が同額減少しております。

4 会計方針の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から退職給付債務の計算方法を、原則法から簡便法(期末自己都合要支給額)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間における営業費用は、「耐火物等」が6,250千円増加し、営業利益が同額減少しております。「エンジニアリング」が1,113千円減少し、営業利益が同額増加しております。「消去又は全社」が2,090千円減少し、営業利益が同額増加しております。

5 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、減価償却資産の耐用年数に関する平成20年度の法人税法改正により、第1四半期連結会計期間から改正後の耐用年数を適用しております。この変更により、従来と同一の基準によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間における営業費用は、「耐火物等」が20,172千円増加し、営業利益が同額減少しております。「消去又は全社」が411千円増加し、営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間については該当ありません。(本国以外の国又は地域には連結子会社及び重要な在外支店はありません)。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|--------------------------------|--------------------------|
| 191.63円 | 200.81円 |

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

| 項目 | 当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|------------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 2,605,456 | 2,842,196 |
| 普通株式に係る純資産額(千円) | 2,591,257 | 2,828,183 |
| 差額の主な内訳(千円) | | |
| 少数株主持分 | 14,199 | 14,013 |
| 普通株式の発行済株式数(千株) | 14,090 | 14,090 |
| 普通株式の自己株式数(千株) | 567 | 6 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株) | 13,523 | 14,084 |

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

| 当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) | |
|--|--------|
| 1株当たり四半期純損失(△) | △0.57円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | —円 |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式がないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

| 項目 | 当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) |
|---------------------------|--|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)(千円) | △7,928 |
| 普通株式に係る四半期純損失(△)(千円) | △7,928 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 14,027 |

第3 四半期連結会計期間

| 当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) | |
|--|--------|
| 1株当たり四半期純損失(△) | △1.60円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | —円 |

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式がないため記載しておりません。
- 2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

| 項目 | 当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) |
|---------------------------|--|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)(千円) | △22,333 |
| 普通株式に係る四半期純損失(△)(千円) | △22,333 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 13,943 |

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

日本増埒株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 雅 樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 博 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本増埒株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本増埒株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、会社は退職給付債務の計算方法を原則法から簡便法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。